

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成26年6月6日（金）午後2時20分～午後4時20分
場 所	仙台地方裁判所第2会議室（2階）
出席者等	司 会 者 渡 邊 英 敬（仙台地裁第2刑事部総括判事） 裁 判 官 河 村 俊 哉（仙台地裁第1刑事部総括判事） 検 察 官 名 倉 俊 一（仙台地検検察官） 弁 護 士 小 野 純一郎（仙台弁護士会所属） 裁判員経験者 4人（以下「1番」ないし「3番」，「7番」と 表記 ※「4番」ないし「6番」は欠席） 報 道 機 関 3人（河北新聞社，読売新聞社，東日本放送）

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

本日の司会を務めます仙台地方裁判所第2刑事部の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判制度も制度開始以来6年目に入りまして、この間、当庁におきましても実に751名の裁判員，補充裁判員の方々に御参加をいただきました。その中で、本日は比較的最近の裁判員裁判に御参加いただきました4名の裁判員経験者の方をお招きしています。それぞれ裁判員裁判を経験されまして様々な御意見や御感想をお持ちと思われます。これらは、今後の裁判員裁判の運用をより良いものとするための貴重な財産となりますとともに、これから裁判員裁判に参加される皆様にとって参考となり、御参加いただくための力強い後押しになると思われますので、本日は率直なところをお聞かせいただきたいと考えております。

本日の意見交換会の話題事項をあらかじめ御紹介しておきたいと思っております。話題事項は大きく分けて五つありますけれども、まず一つ目は補充裁判員の裁判員への追加選任という点です。二つ目はわかりやすさの評価の違いについて、三つ目は当事者の主張について、四つ目は当事者の立証について、最後の五つ目が評議について、これは量刑評議を中心にと考えております。内容的には盛りだくさんですけれども、時間は限られているということで、皆様が経験されました評議の進行を彷彿とさせるところがありますけれども、充実した意見交換会になるように進行を努めてまいりたいと考えております。

2. 自己紹介

司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想をいただけるのか大きな関心をお持ちのことと思います。ここで法曹関係者の方々から、簡単に自己紹介を頂戴しておきたいと考えております。

名倉検察官

仙台地方検察庁公判部長の名倉と申します。今日は裁判員裁判を経験された皆様から貴重な御意見を頂戴した上で、今後の執務の参考にしたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない意見をお聴かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

小野弁護士

仙台弁護士会の弁護士の小野純一郎と申します。よろしくお願いいたします。私は、本日の対象になっている事件についての裁判員裁判の弁護人も務めております。その他にも現在まで4件程弁護人を務めており、私あるいは仙台弁護士会が裁判員裁判でより良い弁護活動ができるためにいろいろと考えているところですので、その参考にさせていただくために本日の会も参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

河村裁判官

仙台地方裁判所の裁判官の河村でございます。毎年2回程このような意見交換会をしている訳ですが、今回もお忙しいところ経験者の方々にお出でいただきましてありがとうございます。今後、適正な判決、そして充実した評議、それに向けての充実した審理を行うためにどうしたらよいかということを日々考えているところですが、本日また貴重な御意見を伺って、今後の裁判の運営に役立てたいと考えております。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、本日御出席いただきました経験者の皆様から、お一人ずつ裁判員裁判に参加されての全般的な感想や印象を頂戴したいと思います。内容的にはお任せいたしますけれども、裁判員の経験を通じていろいろな変化があったという方がいらっしゃるようであれば、その点も織り交ぜいただければ幸いかなと思います。

まず1番の方ですが、昨年の2月に行われました住居侵入、強制わいせつ致傷事件を担当されております。事件の内容を簡単に申し上げますと、歩いて帰宅した被害者に強制わいせつ行為をする目的で、アパート通路に侵入し、被害

者方玄関前において背後からいきなり抱きつき、着衣の上から両乳房を揉み、その際加療約6日間を要する傷害を負わせたという事案を担当されております。審理期間3日で行われたようです。

1 番

よろしく願いいたします。まさか自分が裁判員に選ばれるというようなことは全く思っていなかったところに、正に貴重な体験をさせていただきました。全く裁判員というものを経験しないでそのまま一生を終える人もいる中で、自分が経験できているということは、人生において非常にプラスになったかなと思いました。よく裁判所のドラマやそういったものを見ると、法律が人を裁くと言っていますが、実は、法律も裁いているけれども、中で働いている裁判官の方であるとか、弁護士の方、検察の方、そういう方もいて、法律と人と両方が人を裁いているということが実感できたところでございます。それが一番大きかったかなと思います。

司会者

どうもありがとうございます。裁判員の経験を経てプラスになった部分があるというふうにお話いただきましたが、例えばこのような点で何か実感したというところがあれば、お聴かせいただきたいと思います。

1 番

私が担当したのは性犯罪ということで、多分とても身近な事案だと思いました。事件になって裁判になって出てくるものは氷山の一角と言われ、きちっと犯人が捕まって初めてということもあると思いますので、殺人事件などの大きな事件ではなく、本当に身近な、自分の身の周りで起こりうる、そういった事件を裁判で体験できたということです。同じような犯罪等のニュースなどを耳にすると、やはり目が行ってしまうかなと思います。あまり起こってほしくないということもあります。

司会者

犯罪や裁判、あるいは社会に一層関心が深まったということでしょうか。

1 番

そうですね。より理解が深まると言いますか、良い機会であると思います。

司会者

どうもありがとうございます。続いて2番の方ですけれども、昨年の11月に行われました強姦致傷事件を担当されております。事件の内容としましては、帰宅途中の女子高校生を自動車内に連れ込み、ナイフを示して脅迫し、強姦しようとしたけれども目的を遂げず、その際全治約11日間の傷害を負わせたという事

案のようです。審理日数が3日のようです。

2 番

よろしくお願いします。私が裁判員に参加させていただいたのは去年の11月で、半年くらい前でした。1番の方がおっしゃったように、とても貴重な経験をさせていただきました。以前から、裁判員に選ばれて是非経験させていただきたいと考えておりましたので、選ばれたときには、とてもありがたかったと言いますか、貴重な体験をさせていただいたと感じております。私としては、裁判員を1回させていただきましたが、正直、進め方や考え方、私の判断も含めていろいろなことが良かったのか、適正だったのかということが、なかなかわかりづらいいと言いますか、もっとこのような意見を述べることもできたのではないかと、本来このような考え方のほうが正しかったのではないかと、ということの後から考えることもありました。私は、希望するのであれば裁判員が二度目、三度目の経験をした上で、裁判員裁判に関わっていけるようなシステムが作られていけば良いと思います。今は、確固たる意見を持って裁判員裁判に参加できたのかということでも不安なところがありますので、もう少し経験した上で、ある意味誤解がないよう裁判員裁判というものを理解していきたいと感じておりました。

司会者

どうもありがとうございます。参加されて肯定的な評価はいただけたということでしょうか。

2 番

はい。隣にいらっしゃる河村裁判官が担当してくださり、とても気を使っていたいただきました。裁判員よりも裁判官の方がストレスが溜まるのではないかと思いますくらい、いっぱい気を使ってくださいました。そういう意味では感謝しており、ありがたかったと思っています。

司会者

もっと意見を述べることもできたのではないかと点ですが、評議の中で十分に言い尽くせなかった部分が残ったということでしょうか。そうではなく、そのときには考えたことを御意見として表明していただけたけれども、振り返ると、何かああったのではないかと、こうだったのではないかとという部分も出てきたりするという点なのではないかと。評議について何か不完全燃焼感というものがあったということなのか、その辺りはどうでしょうか。

2 番

2点あります。まず、期間内の情報量が非常に多いと感じました。これは、検察の方から出される資料も含めてですが、被告人の方の顔色を見ると言いますか、被告人の方がどのように感じているのか、考えているのかということを読み取る

以前に、いろいろな情報を短時間で消化していかなければならなかったもので、そのような意味で、私も情報の整理をしづらかったということです。また、この意見やこの質問をぶつけることができる場面が後からあるのではないかと思いつながら、終わってみれば、あの場面で言わなければいけなかったということがあったりもしたと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。後ほど出てきますが「当事者の主張について」や「当事者の立証について」の問題で、どのような証拠を調べていくのか、また、その中でその時々にお考えいただいているところをどのように反映させていくのかという辺りについて、後のテーマにつながるかと感じます。

続いて、3番の方ということになりますけれども、昨年9月に行われました強姦致傷事件を担当されております。事件の内容は、被害者を見かけて道を尋ねるふりをして声を掛け、わいせつ行為をし、逃げようとした被害者を追いかけるなどした上で姦淫し、その際全治2週間の傷害を負わせた事案ということです。審理日数が3日のようでした。

3番

よろしくお願いいたします。私もこのテーマの中にある補充裁判員ということで当初選ばれ、のんびりしていた部分は正直ちょっとありましたが、1日目に裁判員の方が急きょ来られなくなったということで、心の準備がないままに裁判員になったという経緯がありました。私の場合は、そこから金曜日までの5日間だったのですが、その中で、やはり性犯罪ということで、女性として被害者の立場やお気持ちになったり、また、私と一緒に裁判員になられた方々に、逆の立場で自分の子供がというようなことも聴かせていただくことができたり、皆さんで真剣に取り組みました。急ではあったのですが、本当に貴重な体験をさせていただき、良い体験をさせていただきました。裁判官の方も、話をうまく引き出してくれるというところがありました。

司会者

どうもありがとうございます。冒頭で、補充裁判員として選ばれたけれども裁判員になられたということで、心の準備といった辺りのお話が出ました。その辺りは、次の話題事項のところでもまたお聴かせいただきたいと思います。

続きまして、7番の方ということになりますけれども、昨年8月に行われました、いわゆる麻薬特例法違反の事件を担当されました。事件の内容としましては、単独で又は共犯者と多数回にわたって覚せい剤を業として譲渡したという事案でした。審理日数は3日のようです。

7番

よろしくお願いいたします。裁判員裁判に参加しての全体的な感想としては、

1 番の方や2 番の方がおっしゃられていましたとおり、非常に貴重な経験をさせていただいたということがまず一番です。私が参加した裁判については、麻薬特例法違反ということでしたので、被害者なき犯罪と呼ばれていることもございまして、裁判の焦点が量刑と罰金といったところでした。精神的には、殺人や性犯罪のような事案よりも幾分楽と言うか、そのような形で参加できたというふうに思っています。進め方に関しては、人が人を裁くということの難しさはありましたが、しっかりとしたルールと、裁判官の皆様の手助けのもと、一つの結論に向かって行くという協働作業の中で裁判員同士にも一体感が生まれたように思います。ただ、先ほど2 番の方がおっしゃられていたのですが、今にして思えば、スムーズに進んでいく一方で、これで良いのか、良かったのかというように考える場面も多少あったのではないかというふうには思っております。

司会者

ありがとうございます。その考える場面ですけれども、裁判が進行中、あるいは終わってからまた振り返ってというところで、どちらでしょうか。

7 番

今にして思えば、進行中は非常にスムーズに、ある意味システマティックに進んだような記憶がありましたので、そこではこういったものなのかというふうにはとらえていたのですけれども、一つの流れが終わった後に、改めてこうだったんだと思うこともあったのではないかと思います。

司会者

続いて、7 番の方へのお尋ねということになりますが、7 番の方が参加された事件では、これは報道によることになるのですけれども、判決後の記者会見に参加された方の中で、その発言として、被告人が暴力団関係者であることに言及されたように伺っています。暴力団関係者による犯罪ということで、審理中に何か気掛かりなことがあったかという点はどうでしょうか。

7 番

裁判の中での内容になりますけれども、被告人の方が現在は暴力団に所属されていないというようなお話もありましたので、その点については、そこまでの心配というのは正直なかったというところです。ただ、やはり法廷が開かれている場所ということで、ある意味誰でも入れるというような状況がありましたので、被告人との距離感というところも含めて、そのような方が傍聴に入ってきたらどうしようかというところは多少ありました。実際にはそのようなこともなかったもので、安心したというか、現在でも特に不安に思っているようなことはありません。

司会者

御参考ということになりますが、心配のある事件は裁判所の方で警備事件とし

て態勢をとりますし、選任された後にも御説明差し上げているとおりですけれども、裁判員の皆様が安心して裁判に参加いただけますように、裁判所では、県警と連絡・連携を取ったり、あるいは、何か不安なことがあったときには、裁判中でも、裁判が終わってからでも、対応できる態勢をとっています、ということを一言説明させていただきたいと思います。

3. 補充裁判員の裁判員への追加選任について

司会者

先ほど3番の方からも自己紹介の中でお話いただいたところですが、補充裁判員の方の裁判員への追加選任という点についてです。当初、補充裁判員として選ばれた方も、後に裁判員の方が差し支えになりますと、裁判員へ、言わば繰り上がるという制度になっているのですが、今回たまたま3番の方と7番の方が選任手続期日当日には補充裁判員として選任され、それぞれの事件で審理開始までにお一人が差し支えになったということで、審理当日に裁判員に追加選任されたという経過をたどっております。急に立場が変わったことで、戸惑いや気持ちの変化について、また改めて3番の方からいただければと思うのですが、いかがでしょう。

3番

補充裁判員として選ばれ、裁判員の6名の方が出られるのだろうな、じゃあ私は補充裁判員なので、みたいな感じで、一歩下がった考えになっていたのですが、週が明けて初日に来てみたところ、御都合が悪くなって参加できなくなったのでということで、急きょその場でという形でした。「えっ、これからなんですか。」みたいな、そのような感じで。皆さんとはすぐに話に加わらせていただいたのですが、補充裁判員と正式な裁判員とではかなり重みが違うということは感じました。意見を言うにしても、皆さんのお話を聴いて私はこう思いますというような話をするときも、やはり裁判員としての発言権ということで、怖さや精神的なプレッシャーをひしひしとを感じるものがありました。

司会者

同じ観点で7番の方、いかがですか。

7番

私の場合は、そもそも選任手続に来てくださいという通知をいただいたときに、できれば参加してみたいと考えていた人間ですので、補充裁判員に選任されて、まずは参加できるような環境になったというふうには思っていました。補充裁判員も通常の裁判員と同様に裁判に参加して意見を述べるができるということ

でしたので、参加する意義はあるのではないかと考えていました。実際に裁判員に繰り上がる形になったときには、3番の方もおっしゃられていましたけれども、補充裁判員と比べると、やはり重みが大きいということは実感としてありました。ただ、どちらかという前向きに、裁判員に選ばれた暁にはやりたいというふうには思っていましたので、そこに関してもマイナスの抵抗感などそのようなものはあまり感じませんでした。

司会者

これと関連する話題になるのですが、選任されてから審理に入るスタイルとして、例えば、午前中に選任されたら午後からすぐに審理に入るというスタイルがあります。それですと裁判員が欠ける可能性は少なくなるのですが、選ばれてすぐに審理に入るのは気持ちの切替えがなかなかできない、あるいは、仕事の都合を確実につけるといった、参加いただくための準備期間が欲しいといった理由から、選任手続から審理開始まで数日間を空けるというやり方があり、今回参加された皆さんで1番の方が言わば連続的な方式だったと思います。そして、残りの方が言わば分離した方式だったと思うのですが、それぞれのやり方を経験されていないので何とも言いづらいかもしれませんが、どちらの方が望ましいかといった辺りについて、何か御意見をいただければと思います。特に、連続した1番の方はどのような感じだったのかということなのですが。

1番

その日の午前中に選ばれ、その日の午後一番にはこのような裁判の内容になりますということで、午後3時くらいにはもう1回目の法廷に入り、とてもびっくりしたと言いますか、突然なのかと多少思いました。先ほど、2番の方もおっしゃっていたのですが、情報を整理する時間というものが非常に少なく、1日目は何をやっていたのだろうかという感じで、バタバタバタと終わってしまったというのが1日目の第一印象でした。

司会者

それを考えると、選任期日と審理開始までの間にある程度時間があつた方がよいということでしょうか。

1番

その方がよいと思います。心の余裕と言いますか。

司会者

他の方は、そういう意味では分離したやり方だったのですが、どうでしょうか。

2番

私は分離した形で参加させていただいたのですが、違和感はなく、スムーズだったと思いますので、その形は良かったのではないかと思います。今、1番の方がおっしゃられたように、分離したから、一緒にやったから、事細かにきちんと覚えているのかと言うと、それ程覚えてはいないので、結果的にはそれ程違わないのではないかと思います。参加した当時のことを振り返れば、分けた方が整理はしやすいでしょう。

司会者

3番の方や7番の方は、どのような感じでしょうか。

7番

仕事の都合という部分だと、選任手続から実際の審理の間で少し空白が空くということで、会社に対しては言いやすいというか、仕事の都合は多少付けやすいというところもありますので、分けた方が良いのではないのでしょうか。実際には、通知が来た段階で何日、何日、何日ということのお知らせをいただいているので、もし選ばれたらこのようになりますということは、事前に会社に言えるのですけれども、いざ選ばれましたというところでは、猶予期間というか、そのようなところが多少あった方が良いのではないかと思います。

別な話になりますが、選任手続に来て初めて事件の概要がわかるという部分について、通知には特に事件の概要等の記載がないので、実際に選任手続に来てみて、このような事件だったということを知るという状況があります。私の場合は、インターネットで検索したところ、裁判員裁判の日程などが書いてあるところがあり、そこに大体このような感じの事件ですという記載もありましたので、それと日付とを照らし合わせて、ああ、この事件なのかなと、ある程度のめぼしを付けた状態で参加しました。事前知識はこのようにして知ることでもできるということを、あらかじめ裁判所の方からお伝えいただけると、選任手続に来られる方も心の準備がしやすいのではないかと思います。

司会者

制度の作りとしては、今、正に行っている方式であり、一定の職務従事期間をお知らせして、それについての差支えを事前に伺い、選任手続にお集まりいただいたときに事件の概要をお示しするという制度設計になっていますから、裁判所の方からあらかじめ事件の内容をお伝えするということは、しづらいのかなと。現状としてはそうなっております。また、あらかじめ事件の内容を知ってしまうと、この事件だから行くことはやめようとか、そのようなところにもつながっていくのではないかと思います。よくお話をいただくのですけれども、難しいのかなという感じはあります。

4. わかりやすさの評価の違いについて

司会者

次にわかりやすさの評価の違いについてですが，裁判所では，裁判員裁判に参加していただいた方々を対象としたアンケートを実施しております。昨年一年間に全国で行われた裁判員裁判に出席いただいた裁判員を対象として実施したアンケートを先日公表しましたが，そのアンケート結果によりますと，「審理内容のわかりやすさ」は66.6パーセントの方がわかりやすかったとの回答をいただきました。しかし，その一方で「法廷での説明等のわかりやすさ」は法曹三者別に見ますと「わかりにくかった」との評価した数値が，検察官が3.8パーセント，弁護人が17.0パーセント，裁判官が0.3パーセントとの回答結果となっています。皆様の担当された事件を振り返ってみて，このようなアンケート結果，数値についてどのような御感想を持たれたかお聞かせいただけますでしょうか。併せてどのような点からそのように感じられたかについてもお聞かせいただけますでしょうか。

2番

特にわかりにくかったと感じたことはありません。強いて言えば検察官が早口だったと感じました。個人差はあるでしょうけど。

5. 当事者の主張について

司会者

当事者の主張について御意見を伺います。皆様が御担当された事件について，具体的に何が争われているのか，聞き慣れない罪名，法律用語，概念が難しい事件もあったかと思えます。皆様が犯罪の内容などをどのように理解されたのか，当事者が具体的に何を争っているのか，理解できたとすれば審理のどの段階で理解されたのか，例えば，最初に冒頭陳述ということで検察官，弁護人がプレゼンテーションをしましたが，その段階で理解できたのか，それとも審理が進んでいく中で時間をかけて理解できたのか，当事者の説明だけでは不十分で裁判官からの説明があって理解できたのかといった観点，理解しづらかった部分があったとすればどこに原因があったのかという様々な観点からお話しいただければと思います。

7番

弁護人が，情状として止むに止まれぬ事情があったと弁護していましたが，この部分に情状の余地があるのかこちら側にはあまり伝わってきませんでした。原因の一つには弁護人の話し方があると思います。検察官は，抑揚をつけてはき

はきと話していましたが、弁護人は一本調子でずっと資料を読むといったスタンスでしたので、なかなか頭に入ってこないという感じでした。また、事件の内容がいろんな人に覚せい剤を売ったというものでしたので、非常に多くの人の名前が出てきましたが、検察官の冒頭陳述ではその名前が延々と出てきて、長いという印象を持ちました。聴いている側は大変だと思いました。

司会者

当事者の主張の伝え方やプレゼンテーション能力に差があり、その点で主張をすんなり受け入れるということに支障があったということでしょうか。伝え方という点で何かお気づきのことがありましたか。

1 番

裁判の論点としては、罪は認めていて、量刑を決めるという内容でした。初日に被告人や被告人の母親が出てきて、二人とも泣いていたので、すごくびっくりして、そのイメージが強かったです。審理を進める上で言葉の一つ一つに重みがあると思いました。検察官、弁護人が主張する被害者に対して犯した罪に多少ずれているところがあり、本当にやったのかどうかの審理のポイント、言葉の一つ一つを確かめていくというのが裁判員の仕事だということを感じました。

司会者

1 番の方が参加された事件で、被告人が意図的に押し倒したのか、わいせつ行為が執拗だったのかどうかといった対立がありましたが、それについては検察官、弁護人の主張でしっかり理解できたということでしょうか。

1 番

理解できました。私が覚えているのは、「執拗に両乳房を揉み」という表現があり、「執拗に」ということが本当にあったのかどうかということを結構時間を取ってみんなで話し合いました。一つずつの言葉の正確性、整合性が問われるということを感じました。

司会者

言葉の伝え方として、情状としてどのような項目をあげるべきなのか、検察官、弁護人から主張された内容は共感を得られましたか、それとも主張に首をかしげたということがありましたか。

2 番

被告人の主張を聴いているときに、裁判員からすると、本当のことを言っているのか、本当の気持ちで言っているのか、それが本当の反省なのかを見極めようとしたのですが、そのこだわりはその場面ではあまり必要なかったかもしれないと感じました。主張していることが正しいとか、正しくないという疑問をこちらが

感じる前に流れていくような気がしました。本当に見るべきポイントがそこなのかどうか分かりませんでした。こちらが「あれっ。」と思っても、裁判官がそこをスルーしてしまうとそこはあまり大事ではないんだと思ってしまい、後から理解することがありました。裁判員を1回やっただけではわからないと思います。

司会者

おそらく評議の際には、本当に反省しているのかということが議論になり、再犯の可能性、更生の可能性ということもテーマになって議論が進んでいったのではないかという感じはします。先ほど2番の方から、情報量が多いという御感想をいただきましたが、どちらかという主張というよりも証拠の内容が多いということでしょうか、あるいは進み方が早かったということでしょうか。

2番

主張が正しいかどうか、本当のことを言っているのかどうかにこだわってしまい、そのこだわりは必要なかったのではないかと感じています。こだわらなければならないポイントが分かりませんでした。証拠の情報量が多いとは思いませんでした。

司会者

こだわる場面はあるはずで、事件の中で主張の対立があれば当事者はそこにこだわって判断を求めたいということで裁判が進んでいきますが、当事者が裁判官、裁判員にここにこだわってもらいたいということがうまく伝わらなかったということで、それ以外のところにこだわりの場面を見い出してしまったということでしょうか。

2番

検察官は、被告人を慌てさせたり、怒らせたりして煽っていく形があり、うまいと感じました。反省しているというのが言葉で出してしまうとそれがそのまま行ってしまうという感じがしました。

司会者

被告人が反省しているかどうかをしっかりと考えていただいているということは、裁判員としての職務をしっかりと果たしていただいているという印象を受けました。被告人が反省しているかどうかということは、弁護人からすると、反省している人にこのような重い刑が必要なのかということになりますし、検察官からすると、反省の態度としてはそこまで行っていないのではないかと、しっかり目を覚ましてもらうためには重い刑が必要なのではないかとということになりますので、反省しているかどうかが対立点として浮かびあがって、そこを考えなければならない点になるということなのではないでしょうか。

河村裁判官

その事件を担当しましたが、事件そのものは、行為は未遂に終わりましたが、被害者にはけがを負わせてしまったというものでした。行為が途中で終わった段階で、被告人が罪悪感を感じていたかどうか、反省していますというが、罪悪感、反省の気持ちはどの時点で出てきたのかについて、検察官の立場と弁護人、被告人の立場で違っていたものがありました。2番の方は、被告人本人の気持ちをどのように考えるかについて様々な情報が入ってきて、すぐにそれを整理するのが難しかったのかと思います。また、行為を途中で止めた理由についてもテーマになった記憶があります。

6. 当事者の立証について

司会者

法廷での立証活動、証拠の内容がわかりやすいものであったかというのが次のテーマになります。証拠書類、証人尋問、被告人質問など、証拠の種類は事件によって違うところではあります。例えば、その事件の内容を理解するためには、事件の内容を知っている人、証人の話を聞くことが有益ということで、最近では、被告人が犯罪事実を認めている事件でも、被害者や目撃者などの証人尋問を積極的に行っているところですよ。そういう意味で言うと、7番の方が担当された事件では、犯罪事実を認めている事件で、共犯者とされている証人の証人尋問を行っていますが、この証人尋問は、事件を理解する上で有益だったかどうかという観点で何か御意見はありますか。

7 番

被告人と証人の関係性には上下関係があって、被告人が上の立場で、証人が下の立場であったと記憶しているのですが、被告人が罪を認めているという状況の中で、改めて仲間を連れて来て説明をさせる必要があったのかどうかというのは、疑問に思うところです。

また、証拠の話とは違うのかもしれませんが、先ほどの2番の方の話と関連することとして、私が担当した事件では、被告人が反省していますよという証拠の中で、読書感想文を書きましたというものがあったのですが、それについて、弁護人からは、被告人は反省しているので読書感想文を書きましたという説明はあったかとは思いますが、本人が自発的に書いたものなのか、それともやむなく書いたものなのかというところで、本当に反省しているのか否かという点がはっきりせず、証拠にはなりづらかったのかなという印象を受けました。

司会者

作成経緯などについて、被告人質問などで、もう少し聞き出してもらえたなら、

評価が違っていたのかもしれないということでしょうか。

7 番

そうですね。被告人質問の中で、本当に悪いと思って書いたものですとか、作成に何日かかりましたといった作成にかかる苦労の話などもあれば、また印象は違うのかなとは思いました。

司会者

犯罪事実に関して、7 番の方の事件では共犯者という立場の人の話を聞いたのですが、他方、1 番の方、2 番の方、3 番の方の事件では、性犯罪ということで、被害者の証人尋問というのは、二次的な被害を心配して、通常やりづらい事件になるかと思います。そうすると、どうしても、被害者の供述調書の取調べ、しかもそれは朗読という形で行われることになるのですが、被害者の供述調書から、どのような犯罪が行われたかは理解できたでしょうか。

1 番

言葉で説明して、それを理解するのは難しいと感じました。証拠として出してもらった検察官や弁護人の資料には、写真とか図面とか多々ありましたが、結論的に言うと非常にわかりにくかったと思います。なぜかと言いますと、私は、裁判員の職務が全部終わった日、その帰り道に犯行現場に行ってみたのですが、現場に行ってみて思ったのは、もっと現場の状況をわかっていれば、もう少し考えることができたのではなかったかと感じたからです。道路の幅員が何メートルで、街灯がここにあって、通路が何メートルでというのは、証拠の図面や写真で見せられてはいたのですが、周囲の暗さであるとか、人通りの多さといった周囲の雰囲気というのは、現場に行ってみて初めてわかったのです。このあたりは証拠の写真などでは伝わってこなかったものですから、今後は、写真だけではなくて、今は動画なども簡単に撮れるわけですから、証拠として提出される資料について工夫していただけると、より私たちが判決に対して、また両者の思いに対して共感できる部分が多くなるのではないかと感じました。

司会者

より状況が伝わる証拠を我々に提示してくださいということですか。

1 番

そうですね。

司会者

私が先ほど伺った、性犯罪の事件について被害者の供述調書から、どんな事件が行われたかというところは理解できたかという点についてはいかがでしょうか。

1 番

はい。それは理解できました。

司会者

3 番の方の事件では、犯罪の核心部分が生々しい内容であることが予想されたため、核心部分の前後は検察官が朗読されましたが、核心部分は法廷の中で配布された供述調書のコピーを黙読するというやり方で証拠調べを行ったようですが、そのようなやり方について感じた点や一定の時間内で黙読することに支障がなかったかどうかという点で何か御意見がありますか。

3 番

検察官の朗読で、おおよそのことがわかって、その後黙読するという形でしたが、すごく生々しくて、字を読むのも辛くて書類を閉じたくなるということはありませんでした。

司会者

そういう意味では、事件の内容はしっかり理解はできたということでしょうか。

3 番

そうですね。二度と誰にもあってほしくない事件であると思いました。

司会者

今のお話に関連することになりますが、証拠の中には、証拠の内容に刺激のある証拠というものもありまして、典型的なものでは、昨今言われておりますが、御遺体の写真が挙げられます。今回の皆さんが参加された事件では、こういった写真はなかったようですが、ある意味、今の被害者の供述調書というものも精神的な負担を与える可能性のある証拠の一つかなと思います。実際に3 番の方はそれを読まれたわけですが、感じることはありますか。

3 番

被害者のことを思うと辛かったのですが、でも目を背ける訳にもいかず、そこは責任感に駆られ、やらなければいけないんだと自分に言い聞かせながらやりました。

司会者

裁判所では、取り調べることによって、裁判員の方に過度に精神的に負担を与える可能性のある証拠については、取調べの必要性を十分に検討しているところではありますが、どうしても供述調書の取調べは避けられないものですから、御負担を感じるところがあったということですか。他の方は、どうでしょうか。

2 番

被害者の方が法廷に出てくることはありませんでしたので、言葉として聴くことはありませんでした。そういう意味では、文章だけ、字面だけでの判断ということになり、内容としては理解できたのですが、被害者の言葉が聴けないと、実際のところがどこまでなのかという判断はしづらかったですね。実際には、被告人の言葉しか聴いていないということでしたので。

司会者

次の点に移りたいと思いますが、証拠書類の取調べの時間が比較的長くかかった事件が多かった気がします。証拠書類の取調べ時間は、1 番の方、2 番の方、3 番の方の担当された事件ではトータルで50分から60分くらい、7 番の方の担当された事件では110分くらいとかなりボリュームがあったと思うのですが、この点について何か感じられた点がありますか。

7 番

長かったですね。多数の人に覚せい剤を販売したということでしたので、供述調書の中で、それに該当する方の名前ですとか、何グラムですとか、何万円というものを延々と読み上げられました。関連する事実ですので読み上げざるを得ないのかもしれませんが、読み上げはせずに、資料の方を読んで確認してくださいというようにはできないのかなと思いました。

司会者

先ほど、7 番の方から、被告人質問の仕方をもう少し工夫すれば共感できた点がもう少しあったかもしれませんというお話がありましたが、関連する話題で、裁判員経験者のアンケートの中で、被告人質問、証人尋問について、検察官や弁護人がどのような意図で何を聴き出そうとしているのか理解できたかという質問がありまして、全国的な統計数値として、弁護人に対しては28.8パーセントが、検察官に対しては12.3パーセントがわかりにくかったという回答が出ています。実際に皆さんが証人尋問あるいは被告人質問を聴かれて、この質問者は、どういう意図で何を聴きたいのかが伝わってきたのかどうかという点について御意見をいただけますでしょうか。

2 番

検察官は、感情のこもった言い方といいますか、気持ちの入った言い方をした中で、調書に書かれていないことも引き出そうとなさっていたようには感じました。それは先程来申し上げているように、我々裁判員は、突っ込んだ質問、突っ込んだ言い方ができない中で、検察官が少しでも被告人の本当の気持ちと言いますか、感情を引き出そうとしたところに関しては分かりやすかったですし、こちらからするとそれは参考になりました。

司会者

先ほどの2番の方のお話の中で、まさにその部分が紹介された部分ですね。

次に証拠調べの最後の話題事項に移ります。7番の方への質問になるのですが、覚せい剤犯罪について、証拠調べをする中で、覚せい剤の害悪性を御理解いただけたか御意見をいただけますでしょうか。

7番

検察官から示された資料の中で、害悪性の資料もありましたので、それを読むことで害悪性の知識をある程度高められたのかなとは思いますが、ただ、大前提として、覚せい剤というものは悪いものだという認識は皆さん常識の範囲で分かっているところでしたので、改めてそこで知識をより深めたことが、どこまで評議の中で影響したのかということ、そこまではなかったのかとは思いますが。

司会者

主張、立証というところで皆さんに御意見をいただけてきたところですが、法曹関係者の方からも御質問等があればお願いします。

名倉検察官

1番の方から、図面や写真では現場の状況が分かりづらいというお話がありましたが、おっしゃるとおりだと思います。写真ですと立体感はありませんし、一面を捉えるだけで周りの状況、画面から外れているところの状況が分からないということがあります。今、検察庁では、360度カメラの導入に向けて準備をしているところですので、今後、さらに立証を分かりやすくするための工夫を重ねていきたいと考えております。

それから、書証の取調べ時間の関係で、7番の方が長かったという御感想を述べましたが、これは検察庁としても、さらに工夫の必要があると考えております。いかんせん検察官は情報をたくさん持っておりまして、なるべく皆さんに伝えたいということが頭にありまして、なかなか情報を絞り切れないというのがありますので、今後は情報量を絞るということについては工夫していきたいと考えております。

7. 評議について（量刑評議を中心に）

司会者

評議について、評議の進め方や雰囲気作りなど印象として残っているものがあるか感想などを伺いたいと思います。どの事件でも有罪とされたことから、評議の中では量刑を検討していただいたところですが、それを検討する前提といたしま

しては、執行猶予や保護観察などの様々な制度の説明や、量刑の基本的な考え方などについて、裁判官が説明をした上で、また理解をしていただいた上で、評議を進められていったと思われますが、こういった流れに関して御感想をいただければと思います。事件をよく見ていただいた上で、意見を述べることができた、あるいは述べるのが難しかった、そうであれば原因は何だったのか、裁判官の評議の進め方で気がついたこと、制度の説明が分かりづらかった、量刑の考え方の説明など、量刑評議でお気づきの点がありましたらお願いいたします。

2 番

量刑評議に先だって、ある程度先例や判例を見せられたのですが、ある程度の量刑のラインを示されたような気がしました。その時点で、このくらいの幅のところかなという狭まった感じがしたので、先例や判例がベースになってくるといふ知識はあったつもりなのですが、やはり、そこからは逸脱できないのかなというか、外れてはいけない、その範囲で決める作業になるのかと感じました。

司会者

量刑検索システムというのがありまして、その中で、同種事案の量刑傾向というか、グラフを示されたのかなという気がしますが、それを示す際にはあくまで参考資料ですと説明をさせていただいている場面かと思いますが、その上で同種事案の傾向を掴んでいただくというような流れでしょうか。

2 番

流れ自体はそのとおりです。ただ、当然、罪状によって、量刑の幅が違ってくるのですが、下限から上限のところをイメージしたときに、上限のときの罪というのはどれくらいひどいものなのか、また下限はどうかということからわからずに参加していく中で、ラインが決まったところから始まったという印象です。

司会者

その中での落ち着きどころを探すのが非常に難しかったような気がしますけれども。

2 番

逆に、落ち着きどころが決まりすぎていて、それを逸脱するような意見は出しづらいのかなという印象でした。

司会者

2 番の方から、評議の状況をお聞かせいただきましたが、他の方で、評議についてお感じになられたことはありますか。

1 番

今、2番の方がおっしゃったように、やはり、進め方は過去の判例をモニターで示されて、過去の事案はこうだったから大体これくらいでしようかと平均ラインを示されての評議の印象でした。私たちは素人でわからないものですから、どうなのかなと思う部分もありました。逆に言うと、我々で評議をして、その結果判例がこうになっているからこうだよねというのと、最初に判例がこうなっているから皆さんこれくらいで考えてくださいというのと、どちらが良いのかなと少し疑問に思いました。

司会者

若干、評議の雰囲気を伺うことになるので、評議の秘密を意識していただくことになるのですが、量刑の基本的な考え方を示された上で、1番の方の判決を見ますと、実刑か執行猶予かが問題となったような事件のようです。どの辺りが判断の分かれ目になるかについては、検察官と弁護人からも主張されたと思われませんが、その辺りを意識しながら議論が進んでいったというイメージでよろしいのでしょうか。

1番

ある程度、最初からガイドラインが引かれていたかなという感じでした。

司会者

量刑を考える上で、こういう考え方が今まで裁判官の考え方なのだと思います。ところで、被告人のした行為にふさわしい刑事責任を明らかにするのです、どのくらい悪質な犯罪なのか、どのくらい非難される犯罪なのか、犯罪自体の特徴に注目しましょうといった説明がされたと思われませんが、その説明自体は理解できるものだったでしょうか。

7番

説明自体は十分納得できたのですが、意見としては、2番の方と1番の方と同様に、最初に過去の判例を示されて、あくまで参考ですよという説明は受けたのですが、やはり、そこがベースになってしまうというのは仕方がなくて、その範囲から外れることは難しい印象がありました。評議の進行自体は、私の参加した事件では、積極的に発言される方もいましたので、活発な議論が進んで良かったと思いますが、性格的に自ら発言することが難しいという方もいらっしゃると思いますので、その方々が集まった場合にはどうなるかと感じることもありました。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。量刑の評議についてお感じになることはありましたか。

3番

やはり、皆さんがおっしゃったように、過去の判例をデータとして示されて、そこが基本なのかなと思いました。ただ、私が参加した事件では、犯罪は認めていて、証人として母が出て、職場の代表の方が出てということでしたので、再犯を繰り返さないようにという点から、刑を受けて何年後かの社会復帰はどうだろうかといった評議ができたと思います。言葉だけではなく、数字に置き換えなければいけないときにどうなんだろうという辛さがありました。皆さん同じような思いがあったと思います。

司会者

どの事件の評議においても、皆さん数字に置き換える悩みや辛さがあったと思います。今、数字が出たところで、7番の方の事件は罰金刑が求刑されて、判決の中で罰金刑を宣告されたようですが、罰金刑については、先程来話の出ているデータというものがなくて、ますます悩まれたと思われますが、罰金刑について量刑意見を固める上で何か感じられたことがありましたか。

7番

罰金刑はなかなか普段馴染みのないところなので、議論する上で難しかったと思います。ただ、懲役刑とのバランスを自分の中では考えました。懲役刑については、データを示されると範囲が狭まるという意見を述べましたが、罰金刑に関して言えば、過去の傾向値がないと困るのかなという印象で、悩みどころかと思っています。

8. これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

最後の締めくくりになりますが、裁判員になられる方へのメッセージをお願いいたします。

1番

突然通知が来て、かなり驚くと思います。裁判員裁判というものが、テレビやコマーシャルでやっている世界の中のことで、私には関係ないと思っている方が大半だと思います。でも、私は実際にやってみて、裁判員は立候補してできるものでもないし、お金を払ってできることでもないの、人生の経験値を上げると言いますか、自分の知らないことを経験できる機会ととらえて、人生にプラスになるとと思いますので、ぜひ参加してほしいと思います。

2番

辞退率がいろいろな事情の中で高まっているようですが、自分が経験した感想

として、選任されたときはぜひ体験していただきたいと思います。

3 番

貴重な体験をさせていただいて、一生の中でこのような時間を過ごしたというのは良かったと思っています。主婦の方は、ニュースや社会的事項にあまり目を向けない傾向にあるかと思いますが、私は裁判員を経験してから、以前より裁判やニュースに目を向けるようになりましたので、ぜひ参加してほしいと思います。

7 番

参加する事件にもよるかと思いますが、中には凄惨な事件もあるようですし、トラウマになってしまったという話も聞きますので、参加するかどうかは各方々の御判断にお任せすることではありますが、勇気を出して参加していただいた方には、裁判所の皆さんには最大限御配慮いただいておりますので、安心して参加していただければ良いのかなと思います。

9. 法曹関係者からの感想

司会者

それでは、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聴きして、どのような御感想をお持ちになったかを伺いたいと思います。

名倉検察官

本日参加していただいている裁判員経験者の方の事件は、すべて量刑が争点で、事実関係は争いがないものだと思いますが、現在、検察庁では、検察官が論告するときにはどのように説得力ある求刑をどのように伝えるかということが一つのテーマになっています。評議についての今日の裁判員経験者の方々の貴重な御意見を基にどのように説得力を高めていくかということを検討していきたいと思っています。

小野弁護士

本日は、4人の裁判員経験者の方から率直な御感想をお聴かせいただきありがとうございました。お話を伺う中でいろいろと感じたことがありましたが、2点だけ感想としてお話させていただきたいと思います。

一つ目は、短期間の中で情報量が多く、整理するのに苦労されたというお話がありました。弁護人としての立場で申しますと、被告人の情状弁護をする上では、少しでも被告人に有利な情状については残さずに網羅的に全部出したいと考えるようになります。もちろん、定型的に被害弁償や示談といった項目はありますが、それに止まらず反省を示しているような反省文といったものを収集して裁判

員や裁判官に見ていただきたいと考えます。そうすると、情報の絞り込みとは逆のようなところがあるので、そこは弁護人として工夫が必要だと思いました。弁護人としてはすべて出したいと考えるのですが、裁判員の方によく御理解いただくためには情報を絞り込むことが必要との感想を持ちました。

二つ目は、量刑評議に関してですが、裁判員法では、アメリカの陪審裁判と違って、量刑にも関与するわけですが、その趣旨は、一般的には量刑にも市民感覚を吹き込むということがあると思います。そのことから考えると、今日のお話で、量刑評議の冒頭で先例や判例が示されて、裁判所はあくまで参考資料だとは言いながらも、裁判員の言葉からすると、そこにラインが示されて、そこから逸脱する意見は出しづらいといった感想も出ているわけです。そうすると、5年の蓄積はあるけれども、過去の先例というものは裁判官裁判で示された量刑がほとんどだと思うのですが、結局、新しい風を吹き込むべき裁判員の意見に制約をかけていないかという感想を持ちました。ただ、一方で、まったくそういうものを示さないで、裁判員の方たちが、懲役の年数といったものを全く白紙の状況で考えることができるだろうかということ、これもなかなか難しいのではないかと、そうすると、量刑判断に裁判員が関与することはいかがなものかという議論につながるのかと思いました。

河村裁判官

本日はいろいろと貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。最後の方で量刑評議の話題がありましたが、裁判官とすると、関心のあるところでした。確かに、プロの裁判官のみならず、市民感覚を反映させるべきであるという本来の裁判員制度の趣旨と、他方ではそれまでの先例といいますか、他の同様の事件と大きく外れた結論が、公平性を害するかどうかといった問題との兼ね合いで、裁判所の方でも工夫して、量刑の評議をしなければいけないと考えているところです。そういった先例の示し方、タイミング、どこの部分の先例を当該事件についてお示しすることが適切なのかといったことについては、今日の御意見を基に検討させていただきたいと思っております。なお、ちなみに、発言された方々で、量刑評議の最初にと皆さんが述べておられるのですが、量刑評議の一番最初ということではなくて、具体的な数字をどうしましょうかといった話題のときの最初のところということでは伺っていたのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。要するに、量刑評議の中でもどういったことを考えましょうかといったことがあって、どういったところがポイントになって、どういったところは当事者の主張は組み入れて、どういったところは当事者の主張は組み入れられないというやりとりの話のほかにも、実刑か執行猶予かといった話もありますし、さらにそれを踏まえて、具体的にどういった数字にするのかといった話もありまして、いろいろな大きなテーマがいくつもある中で、必ずしもそれら全部の一番最初ということではないということでは伺っていたのですが、それでよろしいでしょうか。

出席した裁判員経験者
(うなずく)

河村裁判官

具体的な数字を話題にするというタイミングについては、いろいろと工夫していきたいと思っております。本日はありがとうございました。

10. 報道機関からの質問

司会者

それでは、本編の方はここで終了いたしまして、記者の皆さんから質問をしていただきます。

読売新聞社

2点あるのですが、評議の秘密というところで口外できない中、そのような話ができずに、自分で抱え込んでしまって辛かったことがありましたでしょうかということと、凄惨な現場写真だとか供述調書を示されて、もう少し軟らかい表現だとかモノクロの画像などにするといった配慮をしてほしいということはありませんでしょうか。

司会者

まず、守秘義務を負うことで負担を感じることはありませんでしたかという質問だと思いますが、いかがですか。

2 番

私は特に感じていません。

7 番

私も同じです。今もありません。

1 番

私もほぼありません。評議する場があったので、そこで出れば悩みを共有できたので、あえて、それが負担になることはありませんでした。

3 番

私は辛かったです。被害者や被告人の方には、家族に私と同年代の人がいたので、その方を見れば「ああ」と思うし、夫には話せないで、明日を悶々と迎えないといけないと思いました。

司会者

それだけ、事件の証拠調べで人のお話を聴き、被害者の調書の朗読を聴き、思うところはあったけれども、夫に話せなかったということでしょうか。

3 番

はい。

司会者

評議の内容を話せない観点からの辛さというものはありましたか。

3 番

夫に、これで良かったのかとかどうなんだろうということを聴けない辛さがありました。家にいるときは、普段、夫と話していることや、夫からはこうした方がよいとアドバイスを受けることがあるのですが、裁判員というのは守秘義務があるので、それもできずに、家事をこなさなければいけないという辛さがありました。

司会者

二つ目の質問ですが、凄惨な現場や供述調書を示されて、刺激のある写真などの証拠を取り調べることについての感想ということでしょうか。

読売新聞社

そのような事件に立ち会っていないのであれば、そのような質問でかまいません。

司会者

裁判所でもその必要性を吟味した上で、真に必要性がある場合には取り調べるということになるでしょうけれども、それでも、生の証拠ではなくて加工した証拠というのでしょうか、できるだけ負担感の少ないようにと配慮しているところではありますが、裁判員経験者の方はいかがでしょうか。

(出席した裁判員経験者から意見が出なかった。)

読売新聞社

特に御意見はないようですので、三つ目の質問をさせていただきたいと思えます。公判の審理期間は3日くらいが多いようですが、例えば職場や家族の反応や、裁判所に通うのが大変だったとかの環境面では何かありましたか。

7 番

職場に関しては、制度もあったので快く送り出してもらいました。私には妻がおりますが、妻には守秘義務を理解してもらいましたので、守秘義務以外のところは妻に話していました。

3 番

裁判所からは遠いところにおりますが、家庭では、夫から、駅まで送り迎えしてもらったり、裁判員のことは聞いてはいけないだろうと言われて、協力してもらいました。夫とは職場も同じなのですが、職場からも協力してもらえました。

1 番

私のところは、小さい会社なので制度も整っておらず、職場にどうやって休みをもらおうかというところから始まり、裁判員裁判が終わってから職場に行って仕事をして、翌日裁判員裁判をすることもあり、社会的な制度として裁判員制度があるので、裁判員に選任されたときに会社として制度が整えられれば良いと思いました。

2 番

私は、幸いなことに、職場も住所も裁判所の近くにありました。管理職としての立場で裁判員に参加することを職場も理解してくれました。他のスタッフが参加するためのリーディングケースになって良かったと思っています。

司会者

それでは、時間も参りましたので、今日の裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

参加者の皆様方には、たくさんの貴重な御意見をいただきましたことについて、あらためてお礼を申し上げます。本日はありがとうございました。

以 上